



金 沢 市 公 報

号外第3号の11

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ | |
|---|-----|--|
| ● 告 示 | | ○妊産婦及び3歳未満児健康診査実施要綱の一部改正について (健康政策課) 11 |
| ○行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱 (行政経営課) | 1 | ○金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課) 11 |
| ○金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱 (森林再生課) | 2 | ○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (") 11 |
| ○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (産業政策課) | 7 | ○金沢市特別定額給付金の給付に関する要綱の廃止について (市民協働推進課) 14 |
| ○金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱の一部改正について (市民協働推進課) | 7 | ○金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱等の廃止について (子育て支援課) 14 |
| ○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課) | 8 | ○金沢市ロタウイルスワクチン任意接種支援給付金の支給に関する要綱の廃止について (健康政策課) 15 |
| ○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部改正について (介護保険課) | 8 | |

告 示

●金沢市告示第81号

行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱

(金沢市民生委員推薦会規程の一部改正)

第1条 金沢市民生委員推薦会規程(昭和28年告示第70号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地域長寿課」を「福祉政策課」に改める。

(金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 金沢市行政改革推進本部設置要綱(平成7年告示第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「福祉局長 保健局長」を「福祉健康局長 こども未来局長」に改める。

(金沢市行政改革推進委員会設置要綱の一部改正)

第3条 金沢市行政改革推進委員会設置要綱(平成7年告示第91号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局行政経営課」を「総務局デジタル行政戦略課」に改める。

(金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正)

第4条 金沢市財団等連絡会議設置要綱(平成22年告示第226号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局行政経営課」を「総務局デジタル行政戦略課」に改める。

別表第2中「行政経営課長」を「デジタル行政戦略課長」に、「地域長寿課長」を「福祉政策課長」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

●金沢市告示第82号

金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢産の木材の利用を促進し、木のある暮らしづくりを奨励するため、木造個人住宅の建築、木塀の設置等をした者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 一戸建ての居住の用に供する家屋をいう。
- (2) 木造個人住宅 木造の個人住宅で、金沢産のすぎ柱を50本以上使用して建築されるものをいう。
- (3) 金沢産のすぎ柱 すぎの柱(集成柱を含む。)のうち、次に掲げる要件に該当することについて市長の登録を受けた者による証明を受けたものをいう。
 - ア 本市の区域内で伐採された立木を加工したものであること。
 - イ 長さがおおむね3メートル以上であり、かつ、幅及び厚さがそれぞれ10.5センチメートル以上であること。
- (4) 集成柱 製材されたひき板、角材等を乾燥し、接着剤を用いて集成した柱をいう。
- (5) 金沢産の内外装材 内装材及び外装材のうち、本市の区域内で伐採された立木を加工したものであることについて市長の登録を受けた者による証明を受けたものをいう。
- (6) 内装材 住宅内部の床面、壁面及び天井面に施工される部材をいう。
- (7) 外装材 住宅の外壁に施工される部材をいう。
- (8) 木塀 金沢産の塀材を全部又は一部に使用する塀のうち、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 金沢産の塀材の使用による部分の延べ面積(片面の鉛直投影面積に限る。第4条第3項において同じ。)が10平方メートル以上であること。
 - イ 防火地域等にあつては、当該防火地域等において定められた基準に適合していること。
 - ウ 本市がまちづくりに関して定めた基準等に適合していること。
- (9) 金沢産の塀材 住宅の塀に施工される部材で、本市の区域内で伐採された立木を、本市の区域内に事業所等を有する者が加工したものであることについて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)第13条に規定する登録木材関連事業者その他これに準ずる者として市長が認めたものによる証明を受けたものをいう。
- (10) 防火地域等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第5号に規定する防火地域及び準防火地域並びに建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条第1項の規定により市長が指定した区域をいう。
- (11) 伝統環境保存区域等 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第10条第1項の規定により定められた同項第1号に規定する伝統環境保存区域、金沢市こまちなみ保存条例(平成6年条例第1号)第5条第1項の規定に基づき指定されたこまちなみ保存区域及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項の規定に基づき定められた伝統的建造物群保存地区をいう。
- (12) 建売業者 本市の区域内に個人住宅を新築し、及び販売する者をいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 自己の居住の用に供するため、本市の区域内に木造個人住宅を新築し、かつ、当該住宅に居住する者
- (2) 自己の居住の用に供するため、金沢産のすぎ柱を50本以上使用して、本市の区域内の建築物等を増築し、又は改築して木造個人住宅を建築し、かつ、当該住宅に居住する者
- (3) 伝統環境保存区域等を除く本市の区域内の個人住宅に居住し、その敷地内に木塀を設置する者
- (4) 自己の居住の用に供するため、本市の区域内の新築後使用されたことのない木造個人住宅又は敷地内に木塀を設置している個人住宅を建売業者(当該木造個人住宅又は当該木塀について、第9条第2項において準用する第5条第1項の規定による計画の認定を受けた者に限る。)から購入し、かつ、当該住宅に居住する者

(奨励金の額)

第4条 木造個人住宅の建築(前条第4号の規定による購入を含む。第12条において同じ。)に係る奨励金の額は、

当該木造個人住宅の建築に使用した金沢産のすぎ柱の本数に2,800円を乗じて得た額（この額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、250,000円を超えないものとする。

2 木造個人住宅で、当該住宅内部の床面、壁面及び天井面並びに当該住宅の外壁における金沢産の内外装材の使用による部分（目視することができる部分に限る。）の延べ面積が10平方メートル以上であるものの建築に係る奨励金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、当該使用する金沢産の内外装材の延べ面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額（この額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とし、その額が50,000円を超えるときは、50,000円とする。）を加算した額とする。

3 木塀の設置（前条第4号の規定による購入を含む。第12条において同じ。）に係る奨励金の額は、当該木塀における金沢産の塀材の使用による部分の延べ面積に1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額（この額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、150,000円を超えないものとする。
（計画の認定申請等）

第5条 木造個人住宅を建築しようとする者又は木塀を設置しようとする者で、奨励金の交付を受けようとするものは、当該建築又は設置の工事の着手前に、木のある暮らしづくり計画認定申請書（様式第1号）により市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

（計画の変更認定申請等）

第6条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、木のある暮らしづくり計画変更認定申請書（様式第2号）により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（計画の廃止）

第7条 第5条第1項の認定を受けた者は、同条第2項の規定による認定の通知があった日以後において、当該認定に係る計画を取りやめようとするときは、木のある暮らしづくり計画廃止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（計画の認定の取消し）

第8条 市長は、第5条第1項の認定を受けた者（第6条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。

(2) 第5条第2項の規定による認定の通知のあった日の属する年度の末日から、木造個人住宅の建築に係る認定及び木塀の設置に係る認定にあっては1年を、木造個人住宅の購入に係る認定にあっては3年を経過してもなお第10条の規定による奨励金の交付の申請を行わないとき。

(3) 前条に規定する届出書の提出があったとき。

（建売業者による計画の認定申請等）

第9条 建売業者は、木造個人住宅を新築し、及び販売する場合にあっては当該木造個人住宅について、伝統環境保存区域等を除く区域で個人住宅を新築し、及び販売する場合にあっては当該個人住宅の敷地内に設置する木塀について、第5条第1項の認定を受けることができる。

2 第5条の規定は建売業者が同条第1項の認定を受ける場合について、第6条から前条までの規定は建売業者が第5条第1項の認定を受けた場合について準用する。

（交付の申請等）

第10条 第3条第1号、第2号若しくは第3号に該当する者で、第5条第1項の認定を受けたもの又は第3条第4号に該当する者は、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付に係る木造個人住宅に居住した日又は木塀が完成した日から当該居住した日又は当該完成した日から起算して6か月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該奨励金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

（交付の決定の取消し等）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けた者又は奨励金の交付を受けた者があつたと認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(適用除外)

第12条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱の規定による木造個人住宅の建築に係る奨励金の交付を受けた者で、再度木造個人住宅の建築に係る奨励金の交付を受けようとするもの
- (2) 過去にこの要綱の規定による木塀の設置に係る奨励金の交付を受けた者で、再度木塀の設置に係る奨励金の交付を受けようとするもの
- (3) 奨励金の交付を受けようとする木造個人住宅の建築又は木塀の設置に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた者
- (4) 市税を滞納している者

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条第1項の規定による認定の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。

様式第1号 (第5条関係)

その1

木のある暮らしづくり計画認定申請書 (木造個人住宅)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

木のある暮らしづくり奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

| | | | | |
|-------------------|---------------|------------------|------------|---------------------------|
| 1 建築場所 | 金沢市 | | | |
| 2 住宅延床面積 | | | | m ² |
| 3 住宅の居住予定日 | 年 月 日 | | | |
| 4 金沢産のすぎ柱の使用予定本数 | (内訳) 本 | | | |
| 5 金沢産の内外装材の使用予定面積 | (内訳) 使用予定面積合計 | | | m ² |
| | 使用箇所 (部屋) | 床、天井、内壁、 外壁の別 | 規格 (厚み) | 使用面積 (m ²) |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建設場所の位置図
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(第1面から第5面までに限る。)又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る書類(当該申請書の第1面から第5面までに相当する部分に限る。)の写し
- (3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- (4) 計画平面図及び立面図(すぎ柱の使用本数及び内外装材の使用箇所が確認できるもの)
- (5) 建築確認を受けない場合にあっては、第2号及び第3号の書類に代えて市長が別に定める書類

その2

木のある暮らしづくり計画認定申請書（木塀）

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名

木のある暮らしづくり奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

| | |
|---------------------|--|
| 1 設置場所 | 金沢市 |
| 2 設置面積（金沢産の塀材の使用面積） | m ² （ m ² ） |
| 3 木塀の完成予定日 | 年 月 日 |
| 4 防火地域等 ※ | <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 建築基準法第22条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし |
| 5 地区整備計画 ※ | <input type="checkbox"/> 該当有（ 地区） <input type="checkbox"/> 該当無 |

備考

- 1 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 設置場所の位置図
 - (2) 断面図、詳細図及び配置図
 - (3) 施工前現地写真
 - (4) 見積書の写し
 - (5) 建築確認を受ける場合にあつては、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（第1面から第5面までに限る。）又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る書類（当該申請書の第1面から第5面までに相当する部分に限る。）の写し及び建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
 - (6) 地区整備計画が定められた区域にあつては、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく届出に対する市長の通知の写し又は市長が別に定める書類

様式第2号(第6条関係)

木のある暮らしづくり計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 収 第 号で認定の通知を受けた計画を変更したいので、金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

| | | |
|------------|------|--|
| 1 建築又は設置場所 | 金沢市 | |
| 2 変更の内容 | 変更事項 | |
| | 変更前 | |
| | 変更後 | |

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 木造個人住宅に係る変更の場合は、変更後の平面図及び立面図(すぎ柱の使用本数が確認できるもの)
- (2) 木塀に係る変更の場合は、変更後の断面図、詳細図及び配置図並びに変更後の見積書
- (3) 木塀に係る変更の場合で、地区整備計画が定められた区域にあっては、変更後の届出が確認できる書類
- (4) その他変更事項が確認できる書類

様式第3号(第7条関係)

木のある暮らしづくり計画廃止届書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

年 月 日付け 収 第 号で認定の通知を受けた計画を取りやめたいので、金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

●金沢市告示第83号

金沢市産業振興資金融資要綱(平成13年告示第60号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

●金沢市告示第84号

金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱(平成7年告示第26号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。
第3条の表を次のように改める。

| 区 分 | 補助率 | 限 度 額 |
|-------------|-----|--|
| (1) 太鼓 | 購入 | 4分の3 1,150,000円 |
| | 修繕 | 4分の3 700,000円 |
| (2) 子供みこし | 購入 | 4分の3 1,150,000円 |
| | 修繕 | 4分の3 700,000円 |
| (3) 山車 | 購入 | 4分の3 6,000,000円 |
| | 修繕 | 4分の3 3,000,000円 |
| (4) 町旗 | 購入 | 4分の3 450,000円 |
| (5) 法被 | 購入 | 4分の3 450,000円 |
| (6) 町会等の掲示板 | 設置 | 4分の3 250,000円 |
| (7) 太鼓等収納庫 | 設置 | 4分の3 1,150,000円（合同設置等の場合にあつては、1,150,000円に、570,000円に町会等の数又は収納する太鼓等の数のうちいずれか少ない数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額） |
| | 修繕 | 4分の3 700,000円（合同設置等の場合にあつては、700,000円に、350,000円に町会等の数又は収納する太鼓等の数のうちいずれか少ない数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額） |
| (8) 山車等収納庫 | 設置 | 4分の3 3,000,000円（合同設置等の場合にあつては、3,000,000円に、1,500,000円に町会等の数又は収納する山車等の数のうちいずれか少ない数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額） |
| | 修繕 | 4分の3 1,500,000円（合同設置等の場合にあつては、1,500,000円に、750,000円に町会等の数又は収納する山車等の数のうちいずれか少ない数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額） |

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第85号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第5項を削る。

附 則

改正後の金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の規定は、令和3年7月1日以後の申請に係る所得割の額の算定について適用し、同日前の申請に係る所得割の額の算定については、なお従前の例による。

●金沢市告示第86号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年告示第342号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

目次中「第79条」を「第79条・第80条」に改める。

第3条第3項中「行うよう努めなければ」を「行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定事業者は、指定第1号事業のサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第26条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防型訪問サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防型訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防型訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第36条の2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防型訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防型訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防型訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防型通所サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援

専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条第4項中「前項」を「前項前段」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防型通所サービス事業者は、適切な指定介護予防型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防型通所サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第62条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防型通所サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防型通所サービス事業所において、介護予防型通所サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第62条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第62条の2 指定介護予防型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防型通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防型通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。

第65条中「第24条、」の次に「第28条の2、」を、「第35条まで」の次に「、第36条の2」を、「と、第24条」の次に「、第28条の2及び第36条の2」を加える。

第75条中「第24条、」の次に「第28条の2、」を、「第35条まで」の次に「、第36条の2」を、「までの規定」の次に「(第59条第3項後段を除く。)」を、「と、第24条」の次に「、第28条の2及び第36条の2」を加える。

第79条に見出しとして「(雑則)」を付し、第3章中同条を第80条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第79条 指定事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第48条、第65条及び第75条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定事業者及び指定第1号事業のサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(以下「新要綱」という。)第3条第3項及び第36条の2(新要綱第48条、第65条及び第75条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定(虐待の防止のための研修の実施に係る規定を除く。)中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新要綱第26条(新要綱第48条において準用する場合を含む。)及び第58条

(新要綱第75条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第28条の2(新要綱第48条、第65条及び第75条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新要綱第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第29条第3項(新要綱第48条において準用する場合を含む。)及び第62条第2項(新要綱第75条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第59条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

●金沢市告示第87号

妊産婦及び3歳未満児健康診査実施要綱(昭和48年告示第22号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第4条中「時期と」の次に「し、その回数は、それぞれの時期において1回と」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、多胎妊娠をしている妊婦に出産の日までの間に行う健診(以下「多胎妊婦健診」という。)の回数は、5回までとする。

第5条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、「予定日後健診」という。)の次に「及び多胎妊婦健診」を加える。

第8条中「予定日後健診」の次に「及び多胎妊婦健診」を加える。

第9条第1項中「予定日後健診」の次に「若しくは多胎妊婦健診」を加える。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に健診を受ける者について適用する。

●金沢市告示第88号

金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱(昭和59年告示第27号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1条中「安全を」の次に「確保するとともに、災害時における緊急輸送道路の機能を」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(4) 緊急輸送道路 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項の規定により定められた石川県地域防災計画に記載された緊急輸送道路のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第1項の規定に基づく金沢市建築物耐震改修促進計画において避難路として指定された道路をいう。

第3条第3号中「安全を」の次に「確保し、又は災害時における緊急輸送道路の機能を」を加える。

第4条中「通学路」の次に「又は緊急輸送道路」を加える。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第89号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱(平成16年告示第61号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第4条の見出し中「全体計画」を「計画」に改め、同条第1項中「耐震改修工事（当該耐震改修工事の期間が複数年度にわたるものに限る。）の」を「次の各号に掲げる耐震改修等に係る」に、「耐震改修工事に」を「耐震改修等に」に、「全体計画認定申請書（様式第1号）」を「当該各号に定める申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 期間が複数年度にわたる耐震改修工事（次号に掲げるものを除く。） 全体計画認定申請書（様式第1号）
- (2) 一戸建ての住宅（緊急輸送道路沿道建築物を除く。）の耐震改修等（その期間が1年を超えないものに限る。）
一戸建て住宅耐震改修等計画認定申請書（様式第2号）

第5条の見出し中「全体計画」を「計画」に改め、同条第1項中「全体計画変更認定申請書（様式第2号）」を「次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じ、当該各号に定める申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前条第1項第1号の耐震改修工事 全体計画変更認定申請書（様式第3号）
- (2) 前条第1項第2号の耐震改修等 一戸建て住宅耐震改修等計画変更認定申請書（様式第4号）

第6条中「全体計画廃止届出書（様式第3号）」を「次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じ、当該各号に定める届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第4条第1項第1号の耐震改修工事 全体計画廃止届出書（様式第5号）
- (2) 第4条第1項第2号の耐震改修等 一戸建て住宅耐震改修等計画廃止届出書（様式第6号）

第7条の見出し中「全体計画」を「計画」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条第3号中「耐震対策緊急促進事業」を「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（交付の申請等）

第8条 一戸建て住宅の耐震改修等（第4条第1項第2号の耐震改修等に限る。）について同項の認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該認定に係る耐震改修等の完了後15日以内に、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認められるときは、この期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

別表中「第8条」を「第9条」に、

| | | | |
|-----------------------|--------|------------------------------------|---|
| 要緊急安全 確認大規模 建築物 | 耐震改修工事 | 耐震改修工事に要する費用の100分の23に相当する額以内の額とする。 | を |
|-----------------------|--------|------------------------------------|---|

| | | | | |
|-----------------------|--------|----------------------|---|---|
| 要緊急安全 確認大規模 建築物 | 耐震設計 | 第2条第4号アに該当する建築物に係るもの | 耐震設計に要する費用の6分の5に相当する額（当該耐震設計に要する費用が1,500,000円を超える場合には、当該耐震設計に要する費用の3分の1に相当する額に750,000円を加えた額） | に |
| | | 上記以外の建築物に係るもの | 耐震設計に要する費用の12分の7に相当する額（当該耐震設計に要する費用が1,500,000円を超える場合には、当該耐震設計に要する費用の3分の1に相当する額に375,000円を加えた額） | |
| | 耐震改修工事 | | 耐震改修工事に要する費用の600分の269に相当する額以内の額とする。 | |

改める。

様式第3号を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号 (第6条関係)

一戸建て住宅耐震改修等計画廃止届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

年 月 日付け 収 第 号で認定の通知を受けた計画を取りやめたいので、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

様式第2号を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号 (第5条関係)

一戸建て住宅耐震改修等計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 収 第 号で認定の通知を受けた計画の内容を変更したいので、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

| | | |
|-----------|-------|--|
| 対象建築物の所在地 | | |
| 変 更 の 内 容 | 変更事項 | |
| | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |

備考 次に掲げる書類のうち変更しようとするものを添付してください。

- (1) 事業の計画書、経費の配分及び収支予算書
- (2) 事業に係る位置図、配置図及び各階平面図
- (3) 見積書の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第4条関係)

一戸建て住宅耐震改修等計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

| | | | |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 事業区分 | <input type="checkbox"/> 耐震診断 | <input type="checkbox"/> 耐震設計 | <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 |
| 対象建築物の所在地 | | | |
| 事業実施期間 | 着手予定 | 年 | 月 日 |
| | 完了予定 | 年 | 月 日 |
| 補助金交付申請予定額 | 円 | | |

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 事業の計画書、経費の配分及び収支予算書
 - (2) 現況の各階平面図及び現況写真
 - (3) 事業に係る位置図、配置図及び各階平面図
 - (4) 見積書の写し
 - (5) その他市長が必要があると認める書類

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第90号

金沢市特別定額給付金の給付に関する要綱(令和2年告示第169号)は、廃止する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

●金沢市告示第91号

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱(令和2年告示第170号)
- (2) 金沢市ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱(令和2年告示第171号)
- (3) 金沢市子育て世帯に対する応援給付金の支給に関する要綱(令和2年告示第214号)
- (4) 金沢市ひとり親世帯に対する国臨時特別給付金の支給に関する要綱(令和2年告示第215号)

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

●金沢市告示第92号

金沢市ロタウイルスワクチン任意接種支援給付金の支給に関する要綱（令和2年告示第304号）は、廃止する。
令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日前に廃止前の金沢市ロタウイルスワクチン任意接種支援給付金の支給に関する要綱第7条第1項の規定によりなされた支給の申請に係る支援給付金の支給については、なお従前の例による。

令和3年(2021年)3月31日 印刷
令和3年(2021年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄